

トピックス topics

農地法改正
特集号
H21.8

p1 ◆改正農地法が年内施行
新制度の普及と適正運用に全力を

p2 ◆改正農地法
地域との調和を条件に、貸借規制を緩和
遊休農地対策を強化し、農委会の権限を拡充

京 農 業 会 議

都 だ よ り



発行 京都府農業会議
〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館内
: 075(441)3660 e-mail: k_noukai@agr-k.or.jp

改正農地法が年内施行

新制度の普及と適正運用に全力を！

「農地法等の一部を改正する法律」が先の通常国会で成立し、6月24日に公布されました。改正農地法は、公布から6カ月以内の年内に施行されます。

今回の法改正により、農業委員会には8項目の新たな役割が追加され、農業委員会の業務は大幅に増加します。具体的な判断基準や取り組みの内容は、今後、政令・省令・運用通知等で明らかにされますが、改正農地法等の円滑な施行に向けて、まずは市町村長等の理解と協力を得て、農業委員会の体制整備を図っていかねばなりません。

当面、農業委員会の活動予算の確保、農地実務に精通した事務局職員の養成など、各市町村で首長や議会議長への体制整備の要請を行っていくことが重要です。

同時に、「新しい農地制度」の周知徹底、現場への定着を図るための活動を急ぐ必要があります。

農業委員のみなさんに配布した「こうなる！ 農地制度」「農地制度が変わります！」(裏面の写真)等を活用して、新しい農地制度を十分に理解していただき、農業者への周知を図っていただきますようお願いいたします。

「新たな農地制度」に対応した農業委員会の新たな役割

①地域の担い手育成と効率的な農地利用との整合性の確保の判断

⑤農地の保有・利用状況、借賃の動向など農地情報の提供

②貸借規制の緩和に伴う適正な判断、許可後の利用状況報告に伴う適正利用の勧告・許可取り消しの実施

⑥農地の面的集積組織との連携

③農地の権利取得にあたっての下限面積の弾力化の判断

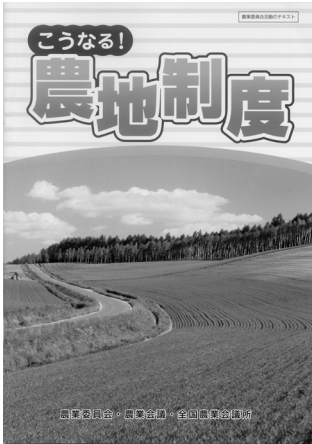
⑦毎年1回の農地の利用状況の調査と日常的な把握

④相続等による農地の権利取得の届け出の受理およびあっせん等

⑧遊休農地のは正指導権限の強化(遊休農地所有者等に対する指導・勧告等)

改正農地法

今回の農地制度改正では、新たに「貸借による農地利用を拡大するための権利移動規制や面的利用集積施策の見直し」と「これ以上の農地減少を抑制するための遊休農地対策や転用規制の強化」が主に措置されています。



研修テキスト(左)と農家向けリーフレットを活用し、新制度の普及を!

地域との調和を条件に、貸借規制を緩和
遊休農地対策を強化し、農委会の権限を拡充

改正のポイント

- (1) 農地を適正に利用する責務規定
農地の所有者や利用者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務があることが法律に明記されます。
- (2) 周辺農地への影響をチェック
権利移動規制の見直しでは、これまでの全部耕作要件・効率利用要件等に加えて、地域の担い手農家や集落営農に悪影響を及ぼさないよう、地域との調和要件が新設されます。
- (3) 農地を利用できる者を拡大
解除条件付の農地貸借契約で、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行う場合は、農業生産法人要件(法人の場合)や農作業常時従事要件(個人の場合)が免除されます。
これにより、建設・食品・卸小売業者やNPO法人等であっても、農地を借りて農業に参入することができるようになります。もし、借り手による不適切な農地利用があれば、
- (4) 面的利用集積の仕組みを創設
農地所有者から農地の貸付け等について委任を受けて、所有者を代理して担い手への利用権設定等を行う仕組みが創設されます。このため、原則として全市町村に「農地利用集積円滑化団体」が設置されます。
- (5) 遊休農地対策を強化
管内すべての農地を対象に、農業委員会が「利用状況調査」を毎年実施し、遊休農地の所有者への指導・通知・勧告までの手続きを行います。
- (6) 転用や農振除外を厳格化
転用規制の強化では、公共転用への法定協議制の導入、農振農用地区域からの除外の厳格化(担い手の農地利用に悪影響を及ぼす場合は除外を認めない)等の措置が設けられます。